

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人騏忠会の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬等とは、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬は、定款第8条及び第21条に定めるとおり支給する。額については別表1（役員等の報酬）のとおりとする。

2 役員等に対する報酬等の支給方法は、翌月末日までに別紙1（指定の口座）へ口座振込により入金を行うものとする。

3 ただし、当該法人の運営状況により無報酬とすることができる。

### (補則)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て、別に定める。

### (改廃)

第5条 本規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

### 附則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

この規程は、平成30年6月1日より適用する。

この規程は、令和4年4月1日より適用する。

別表1 (役員等の報酬)

(1) 理事

名 称	報酬額(日当)
(常 勤)理事会等会議出席報酬	なし
(非常勤)理事会等会議出席報酬	8,000 円

(2) 評議員

名 称	報酬額(日当)
(非常勤)評議員会等会議出席報酬	8,000 円
評議員会(決議の省略の場合)	なし

(3) 監事

名 称	報酬額(日当)
理事会等会議出席	8,000 円
評議員会等会議出席	8,000 円
監事監査出席	20,000 円
決議の省略の場合	なし

